

舞鶴市入札監視委員会(平成25年度第2回) 議事概要

開催日時及び場所	平成26年1月30日(木) 午後1時30分～4時30分 舞鶴市役所 4階 議員協議会室	
出席委員氏名	たか はし ゆき お 高橋 行 雄 (弁護士) 委員長 た ま だ か ず や 玉田 和 也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) か み こ あ き お 上子 秋 生 (学校法人立命館理事・立命館アジア太平洋大学副学長)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (馬場副市長) 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況について 平成25年度上半期の入札状況等について事務局より報告 (2) 平成25年度上半期の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 4 その他 ・水道施設工事と公設浄化槽工事の入札状況の変化について詳細報告 ・次回の抽出委員に高橋委員長を選出した。 ・次回の開催は平成26年7月を予定する。 5 閉会あいさつ (企画管理部長)	
審 議 対 象 期 間	平成25年4月1日～ 平成25年9月30日	
抽 出 案 件	総件数	(備考)
	5件	入札対象件数 152件
	一般競争入札	
指名競争入札	3件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	議事(1)関係 入札状況の分析においては、最低制限価格を下回る失格の状況も重要である。 議事(2)関係 指名競争入札においては、機会均等を図りながら指名業者の固定化を防ぐ方法を検討されたい。 分割発注は、経費の増加分を把握した上で判断し、効果的な発注方法となるよう検討されたい。 競争の原則の下、いわゆる当て物ではなく、頑張った者が受注できる制度設計を期待されたい。	

別紙

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
最低制限価格率と応札率の分布がほぼ一致していることについて、どう解釈しているのか。	特に土木工事がその傾向にあります。 参加者の積算精度の高さもありますが、土木工事は、公共発注の割合が大きく、特に競争が激しくなっていると考えられます。
最低制限価格を下回る失格の割合が分かる資料はあるのか。 把握しているか。	今年度では、工事発注全体では全応札者のうち19%（昨年度21%）が失格となっています。 土木工事では27%（昨年度32%）となっています。 昨年度に比べて失格者は少ない状況です。

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

① 公共下水道管布設（西第21）工事

意見・質問	回答等
この案件は、設計変更による追加工事が発生し、変更額が大きい。 まずは、変更契約をする時の手順を教えてください。	変更後の数量を求め、数量に標準単価を掛けます。 最後に落札率を掛けあわせて、変更額を求めます。
追加工事の難易度も考えると、そのまま落札率を掛けわせる方法で問題ないのか。	追加工事も、元工事と同じ開削工事であるので、同工種の増加の対応としました。
変更の規模も大きい。 変更契約ではなく、別工事として発注することは検討しなかったのか。	本工事に繋がる次期管布設箇所において、急遽、道路工事が実施されることとなり、施工中の数年間、管敷設工事が出来ないことが判明したことで、早期の下水道供用について要請があることを勘案し、同一業者による速やかな施工を図ったものです。
速やかな施工とするために、別工事として発注して同時進行とすることはできなかったのか。	下水道工事の性質上、管の高さを調整しながら、下流側から順次進めていく必要があるため、上流部分の工事を同時進行で行なうことは適切ではありません。
技術的に必要な面は理解できるが、変更に関しては適切な理由がないと際限がなくなってしまうので、明確な理由が必要である。	道路の管理者である京都府から工事予定の連絡を受けた際、まずは別工事としての入札を検討しましたが、それではやはり時期的に間に合わないという判断をしたものです。
本件の入札は13者を指名しているが、これはどういう基準で選んだのか。 また、何点で区切ったのか。	今年度の土木一式のA等級に37者が該当しますので、年間を通して発注の機会均等を考慮し、点数上位の者から約3分の1の業者を指名したものです。 本件では、919点が境目になっています。

<p>点数上位の業者の顔触れは、数年間ほとんど変わっていないように思える。</p> <p>その中で点数順に指名すると、競争相手はいつも同じということになり、競争が制限される恐れがある。</p> <p>13者に絞らなくても良いのではないか。</p>	<p>業者の点数は、毎年度、経営事項審査による客観点と工事成績等を含めた主観点を合計して算定しますので、上位の業者はそれほど変わりません。</p> <p>指名競争入札と一般競争入札を併せて機会均等を図っています。</p>
<p>競争の固定化を防ぐことも大切であり、業者の育成の観点からも、点数にこだわらず同一等級の中で組み替えながら指名しても良いのではないか。</p>	<p>今年度はこれまで以上に指名競争入札から一般競争入札へ移行していく方針で発注しています。</p> <p>土木一式のA等級では、60%を超える割合で一般競争入札を実施しているところであり、今後さらに一般競争入札の比率を高めていきたいと考えています。</p>

② 新舞鶴小学校南校舎（第2工区）大規模改造工事

意見・質問	回答等
<p>工区を2つに分割し発注しているが、第1工区はどの業者が落札したのか。</p>	<p>第1工区と第2工区は同じ日に入札を執行し、株式会社坂根工務店が落札しています。</p>
<p>第1工区の落札者は87.9%で落札しているが、第2工区については90%ちょうどで応札している。</p> <p>第1工区のみ落札することを意図したように見えるが、どのように考えられるか。</p>	<p>第1工区、第2工区どちらの入札においても最低制限価格を下回る失格が出ている状況です。</p> <p>第2工区は第1工区よりも工期が長く、技術者の配置も長引くので、敬遠された結果ではないかと推察されます。</p>
<p>分割発注と一括発注はどのくらい経費の差があるのか。</p> <p>分割にすると経費は割高になると思うが、本件を分割発注とした理由は何か。</p>	<p>本件の場合では、建築工事、電気工事、機械設備工事を一括で発注すると、設計額で1.8%安くなると試算しております。</p> <p>また、建築工事だけを一括発注した場合には1.6%が安くなります。</p> <p>本市では、従来から市内業者の育成と受注機会の確保に努めているところであり、本件についても分割発注が適当と判断したものです。</p>
<p>分割に関しては、技術的内容と規模的内容の両面があり、本件の場合には規模的内容の議論と考えられるが、どのように考えているか。</p> <p>経済性の確保と業者育成の両面の矛盾も感じるところである。</p>	<p>明確な基準は難しいところです。</p> <p>一定のロットで発注することで、業者育成及び受注機会の確保につながると考えています。</p>
<p>今回、過去の案件も含めて一括発注と分割発注の設計価格差が明示された。</p> <p>今後は、事前に価格差を認識した上で、それが業者の育成に係る経費として妥当な範囲であると判断されることが必要と考える。</p> <p>また、分割発注しても指名業者が同じ場合は、同一業者が落札し、意味がなくなってしまう可能性もある。工夫があっても良い。</p>	

③ 西浄化センター電気設備工事（その6）

意見・質問	回答等
<p>機能増設の電気工事であるということだが、中央制御システムが東芝製であるから、今回の応札者が東芝系だけになってしまったのではないか。</p> <p>平成23年の西浄化センターの電気設備工事の入札では、もう1者が応札しているが、今回はなぜ参加しなかったのか。</p> <p>どのように考えているのか。</p>	<p>下水処理施設については、流入量の増加に合わせて機能増設をしていくものですが、やはり中央制御システムとの関連が大きいことは否めません。</p> <p>技術的には、信号の変換装置を付ければ他社でも可能ですが、今回は東芝系しか応札がありませんでした。</p>
<p>予定価格を事前公表した上で1者応札となる状況を勘案すると、随意契約に切り替えても良かったのではないか。</p>	<p>今回は一般競争入札で行い、事務手続きの全てを電子入札で執行していますので、参加者は応札者が自分以外の参加者を知らない状況にあります。</p> <p>よって競争性が確保されていると判断し、入札を実施したものです。</p>
<p>このような場合は指名競争入札の方が、参加してくれるのではないか。</p>	<p>以前に指名競争入札を行なった例もありますが、辞退が続出してしまいました。</p> <p>一般競争入札にして、誰が参加するか分からない状況の方が、結果として少数の参加となっても、競争性が高まると考えたものです。</p>

④ 公設浄化槽設置（その5）工事

意見・質問	回答等
<p>辞退が多いように思う。</p>	<p>公設浄化槽工事は他の工事と比べ金額規模が小さいのですが、少人数の業者や土木工事を受注の中心とする業者は辞退の傾向が高い状況です。</p>
<p>発注方法や、ランクの設定などを工夫しても良い。</p>	

⑤ 舞鶴市環境衛生プラント建設工事

意見・質問	回答等
<p>工事内容に応じた適切な発注方法を取っていると思う。</p> <p>落札者の決定に関して評価が入る分だけ、透明性を高めておかななくてはならない。</p> <p>技術評価と、低入札価格調査の契約委員会は誰がどのように行なっているのか。</p>	<p>技術評価部会を内部で組織します。</p> <p>技術資料は部会外である管財契約課で受け付けた後、会社名などを記号化し、匿名性を確保した状態で部会に提出します。</p> <p>ヒアリングの際も、業者名は名乗らないようにして行なっています。</p> <p>低入札価格調査の契約委員会については、工事所管の部長を部会長として組織し、所管課と管財契約課が事務局をしているところです。</p> <p>また、評価基準の策定にあたっては、地方自治法の規定により外部の有識者2名に意見を聴いております。</p>
<p>他の公共団体で、発注時に求めた性能が発揮できないとして、費用の返還訴訟が起きていると聞く。</p> <p>今回の発注は、性能や運転費用なども評価項目に入っているのですが、これらが発揮できなかった時の対応はどのように考えているのか。</p>	<p>入札公告文書におきまして、性能に関する内容等を規定しています。</p> <p>併せて、設計が出来上がった段階で、発注者として審査を行ないます。</p> <p>その担保については、入札公告に性能が発揮できない場合の再度施工や契約金額の減額、損害賠償についても言及していますし、竣工検査の他にも2年間の性能確認期間を設定しているところです。</p>
<p>15億円の予定価格に対して、落札額が10億円というのは喜ばしい話だが、そもそも予定価格が高すぎたのではないか。</p>	<p>特殊な施設に係る工事積算については、メーカーによる見積を参考にしますが、その時点ではメーカー希望小売価格のような見積額になっているように思われます。</p> <p>ただ、入札の時点では競争が働き、実際の販売価格として応札されることから、このような価格の乖離が生じていると思われます。</p> <p>本件のような、見積によらないで予定価格を設定するのが難しい案件特有の結果と考えます。</p>

「4 その他」関係

意見・質問	回答等
<p>入札状況の変化は辞退の増加などにも表れているところであるが、舞鶴市からの通知が適切に受け止められた結果と考えられる。</p>	